

要介護	負担段階	日 額					月 額		介護職員処遇改善加算Ⅰ⑤ (31日)注2	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ⑥ (31日)注2	地域区分7級地 (31日)注2	31日の合計	2割負担	3割負担
		基本料金①	日常生活継続支援加算Ⅰ②注1	夜勤職員配置加算Ⅲイ③	看護体制加算Ⅰイ④	食 費	居住費	貴重品管理料						
1	第1段階	¥573				¥300	¥0	¥3,000	¥1,654	¥538	¥310	¥34,735	¥126,455	¥148,890
	第2段階					¥390	¥370					¥48,995		
	第3段階①					¥650	¥370					¥57,055		
	第3段階②					¥1,360	¥370					¥79,065		
	第4段階					¥1,680	¥855					¥104,020		
2	第1段階	¥641				¥300	¥0	¥3,000	¥1,829	¥595	¥343	¥37,108	¥131,201	¥156,009
	第2段階					¥390	¥370					¥51,368		
	第3段階①					¥650	¥370					¥59,428		
	第3段階②					¥1,360	¥370					¥81,438		
	第4段階					¥1,680	¥855					¥106,393		
3	第1段階	¥712	¥36	¥28	¥6	¥300	¥0	¥3,000	¥2,012	¥655	¥377	¥39,586	¥136,157	¥163,443
	第2段階					¥390	¥370					¥53,846		
	第3段階①					¥650	¥370					¥61,906		
	第3段階②					¥1,360	¥370					¥83,916		
	第4段階					¥1,680	¥855					¥108,871		
4	第1段階	¥780				¥300	¥0	¥3,000	¥2,187	¥711	¥410	¥41,958	¥140,901	¥170,559
	第2段階					¥390	¥370					¥56,218		
	第3段階①					¥650	¥370					¥64,278		
	第3段階②					¥1,360	¥370					¥86,288		
	第4段階					¥1,680	¥855					¥111,243		
5	第1段階	¥847				¥300	¥0	¥3,000	¥2,359	¥768	¥442	¥44,296	¥145,577	¥177,573
	第2段階					¥390	¥370					¥58,556		
	第3段階①					¥650	¥370					¥66,616		
	第3段階②					¥1,360	¥370					¥88,626		
	第4段階					¥1,680	¥855					¥113,581		

第1段階対象者：生活保護受給者、市町村民税が世帯全員が非課税であり老齢福祉年金受給者

第2段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以下の方。預貯金等が単身で650万円、夫婦で1650万円以下の方対象。世帯分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。

第3段階対象者①：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以上120万円以下の方で預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1550万円以下の方対象。世帯分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。

第3段階対象者②：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が120万円以上の方。預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1500万円以下の方対象。世帯分離されていても配偶者が課税の場合、対象外。

第4段階対象者：世帯及び本人（配偶者含む）が市町村民税を課税されている方。

※入居者が非課税であっても①配偶者が課税されている場合②本人（夫婦）の資産（金融資産）が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円を保有している場合には居住費、食費の負担軽減の対象外となります。

介護保険負担割合証により自己負担額は1割負担または2割、3割負担となります。

注1 日常生活継続支援加算を算定しない時には、サービス提供体制強化加算Ⅰ（22円/日）またはⅡ（18円/日）が算定されます。

日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方が算定されます。

注2 介護職員処遇改善加算Ⅰ、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ⑤は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)×利用日数}×83/1,000】で算定されます。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ⑥は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)×利用日数}×27/1,000】で算定されます。

地域区分7級地は、1カ月の総額【{(①+②+③+④)×利用日数+⑤+⑥}×14/1,000】で算定されます。

初期加算・・・入居された日から30日以内の期間について30円/日。30日を超える入院後、退院され施設に戻られた場合も同様に30円/日。

安全体制加算・・・入居された月に20円となります。

看取り介護加算・・・施設で看取りを行った場合には、死亡日以前31～45日までは78円、4～30日までは144円、前日・前々日は680円、死亡日には1,280円となります。

（但し、死亡前45日を限度として死亡月に加算されます）

口腔衛生管理加算・・・個別に、月2回以上の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合には、90円/月

療養食加算・・・医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合には、1回6円（3食18円）

*1ヶ月の利用料は、日割りの為、月によって変動があります。*医療費・薬代は実費になります。***散髪代は2000円/回（実施は2か月に1回）

*個人で居室等で使用される電化製品利用管理費（テレビ、電気毛布、ラジオ等）1電化製品につき50円/日（電池使用は除く、消費電力の多い電化製品は要相談）。

*排せつに使用する紙おむつ等は上記利用料に含まれております。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月30日までの間、基本料金に0.1%上乘せされます。（上記料金表には含まれておりませんが、概ね30円前後になります）